

# 鳥取市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度に関する要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）又は戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定に基づき、住民票の写し等を第三者に交付した場合において、事前に登録した者に対し、その交付の事実を通知する制度（以下「本人通知制度」という。）を実施することにより、住民票の写し等の不正請求を抑止し、当該不正取得による個人の権利の侵害の防止を図ることを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において、「住民票の写し等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 住基法の規定による住民票の写し、住民票に記載した事項に関する証明書、消除された住民票の写し及び消除された住民票に記載した事項に関する証明書。ただし、住民票の写し及び住民票に記載した事項に関する証明書（各々消除されたものを含む。）については、住基法第7条第5号に掲げる事項を記載したものに限る。
  - (2) 戸籍の附票の写し及び消除された戸籍の附票の写し。ただし、住基法第17条第1号に掲げる事項を記載したものに限る。
  - (3) 戸籍法の規定による戸籍の謄本又は抄本、戸籍に記載した事項に関する証明書、除かれた戸籍の謄本又は抄本、除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書及び磁気ディスクをもって調製された戸籍又は除かれた戸籍に記録された事項のうち全部又は一部を証明した書面
- 2 この要綱において「第三者」とは、次に掲げる者をいう。ただし、裁判及び訴訟等に関わる請求に対し交付する場合を除く。
- (1) 住基法第12条第1項又は第20条第1項の規定により住民票の写し等の交付を請求する者の任意代理人
  - (2) 住基法第12条の3又は第20条第3項、第4項若しくは第5項の規定により住民票の写し等が必要である旨の申出をする者。ただし、住基法第12条の3第4項第5号（住基法第20条第5項の規定により準用する場合を含む。）の申出（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第15条の2に規定する業務に係るものに限る。）に対し交付したときは除く。
  - (3) 戸籍法第10条第1項（同法第12条の2において準用する場合を含む。）の規定により住民票の写し等の交付を請求する者の任意代理人
  - (4) 戸籍法第10条の2（第2項、第4項及び第5項を除く。）（同法第12条の2において準用する場合を含む。）の規定により住民票の写し等の交付を請求する者。

## (登録対象者)

第3条 本人通知制度の登録対象となる者（以下「登録対象者」という。）は、次条第1項の規定による事前登録の申請の日において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 住基法の規定に基づき本市の住民基本台帳又は戸籍の附票（消除された住民基本台帳又は戸籍の附票を含む。）に記載又は記録されている者
  - (2) 戸籍法の規定に基づき本市の戸籍（除かれた戸籍を含む。）に記載又は記録されている者
- 2 前項の規定にかかわらず、死亡した者又は失踪の宣告を受けた者は、登録対象者としない。

(事前登録の申請)

第4条 前条に規定する登録対象者で本人通知制度の利用を希望する者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ鳥取市本人通知制度事前登録申請書(様式第1号)により市長に申請しなければならない。

2 前項の場合において、申請者は本人の申請であることを証するため、次の各号に掲げる書類を提示し、又は提出しなければならない。

(1) 次のアからエまでに掲げるいずれかの書類

ア 鳥取市戸籍、住民基本台帳、印鑑登録証明書及び税に関する証明書等の請求等における本人確認に係る事務取扱要綱別表第3(以下単に「別表第3」という。)の1号書類を1点

イ 別表第3の2号書類を2点

ウ 別表第3の2号書類と3号書類を各1点

エ 質問票(本人であれば当然に知り得ると認められる2項目以上の質問及びそれに対する回答を記録したもの。ただし、ア、イ又はウによる本人確認ができないときに限る。)

(2) 住民票の写しその他の申請者の住所を証明する書類。ただし、本市に備付けの公簿等の記載により当該事実が判明する場合はこれを省略することができる。

3 第1項の申請を代理人により行おうとするときは、当該代理人は、前項に定めるものほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提示し、又は提出しなければならない。

(1) 法定代理人 戸籍謄本その他法定代理人の資格を証明する書類。ただし、本市に備付けの公簿等により当該事実が判明する場合は、これを省略することができる。

(2) 法定代理人以外の代理人 代理権を証する書面

4 申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により、第1項の申請をすることができる。

(1) 疾病その他やむを得ないと市長が認める理由により直接申請をすることができない場合

(2) 本市以外に居住している場合

5 第2項及び第3項の規定は、前項の申請について準用する。この場合において、第2項中「書類を提示し、又は提出」とあるのは「書類(第1号アからウまでに掲げる書類については、その写し)を提出」と、第3項中「提示し、又は提出」とあるのは「提出」と読み替えるものとする。

(事前登録等)

第5条 市長は、前条第1項又は第4項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適當と認めるときは鳥取市本人通知制度登録者名簿(様式第2号。以下「登録者名簿」という。)に氏名、住所その他必要な事項を登録し、当該申請をした者に登録が完了したことを通知するものとし、適當でないと認めたときは当該申請を却下することを通知するものとする。

(事前登録の内容変更又は廃止の届出)

第6条 事前登録者は、氏名、住所その他事前登録の内容に変更が生じたとき又は事前

登録を廃止しようとするときは、鳥取市本人通知制度事前登録（変更・廃止）届出書（様式第3号）により市長に届け出なければならない。

2 第4条第2項から第5項までの規定は、前項の届出について準用する。この場合において、これらの規定中「申請者」とあるのは「届出者」と、「申請」とあるのは「届出」と読み替えるものとする。

（住民票の写し等交付通知）

第7条 市長は、第三者からの請求又は申出により事前登録者にかかる住民票の写し等を交付したときは、鳥取市住民票の写し等第三者交付本人通知書（様式第4号）により、当該事前登録者又はその法定代理人にその旨を通知するものとする。ただし、市長が特別な事由があると認めたときは、この限りでない。

（事前登録の抹消）

第8条 市長は、事前登録者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該事前登録者に係る事前登録を抹消するものとする。

- (1) 第6条第1項の規定による廃止の届出があったとき。
- (2) 事前登録者が死亡し、又は失踪の宣告を受けたとき。
- (3) 事前登録者の居住地が判明せず、令第12条第1項の規定により住民票が職権消除されたとき。
- (4) 所在不明で通知書が届かないとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、市長が特に事前登録を廃止する必要があると認めたとき。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年8月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年2月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月31日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和7年10月2日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際現に改正前の鳥取市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度に関する要綱の規定により作成され、又は使用されている用紙については、この要綱の規定にかかわらず当分の間使用することができる。

## 様式第1号（第4条関係）

（表面）

## 鳥取市本人通知制度事前登録申請書（新規）

鳥取市長様

裏面の内容に同意の上、鳥取市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度に関する要綱の規定に基づき、次のとおり登録を申請します。

申請年月日		令和 年 月 日			
申請者	区分	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 未成年者の法定代理人 <input type="checkbox"/> 成年被後見人の法定代理人 <input type="checkbox"/> その他の代理人			
	氏名	フリガナ	生年月日		
	住所	〒	大・昭・平・令・西暦	年 月 日	
	本籍		世帯主		
	連絡先	電話	— —	[ <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 携帯 <input type="checkbox"/> 勤務先 <input type="checkbox"/> その他 ]	
事前登録を希望する者	<input type="checkbox"/> 申請者本人				
	<input type="checkbox"/> 申請者以外 (右の欄に記入してください。)	フリガナ		生年月日	
		氏名		大・昭・平・令・西暦	年 月 日
		住所	〒		
		連絡先	電話	— —	
通知対象住所		<input type="checkbox"/> 現在住民登録をしている住所			
		<input type="checkbox"/> 市外に転出する前に住民登録していた住所 鳥取市			
通知対象戸籍		<input type="checkbox"/> 現在の本籍・筆頭者 鳥取市			筆頭者 ( )
		<input type="checkbox"/> 市外に転籍等をする前の本籍・筆頭者 鳥取市			筆頭者 ( )
<input type="checkbox"/> 通知先を法定代理人の住所にすることを希望します。					

(注) 1 各欄に必要な事項を記入し、該当する□欄にレ点をつけてください。

2 申請の際は、次の書類を提示し、又は提出してください。

- (1) 申請者が本人であることを証明する書類（個人番号カード、運転免許証、旅券等）
- (2) 法定代理人による申請の場合は、併せてその資格を証明する書類（戸籍謄本等）
- (3) 他の代理人による申請の場合は、併せてその旨を証明する書類（委任状）

## ※事務処理欄

受付	本人確認書類	代理権確認	証明	戸籍	名簿	備考
	<input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 戸籍 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他 ( )				

登録日	令和 年 月 日
-----	----------

## (裏面)

### 本人通知制度について

1 本人通知制度は、この申請により登録した人（以下「登録者」という。）に係る住民票の写し等（\*1）を第三者（\*2）に交付した場合、交付した事実について通知する制度です。なお、制度が利用できるのは登録者に限り、通知の対象は登録者の住民票の写し等を交付した場合に限ります。同一の住民票等に記載のある者であっても、登録をしていなければ対象になりません。

（\*1）住民票の写し等とは 住民票の写し（除住民票の写しを含む。）、戸籍の附票の写し（戸籍の除附票の写しを含む。）及び戸籍謄抄本（除籍謄抄本、改正原戸籍謄抄本を含む。）をいいます。この制度では、住民票の写し（除住民票の写しを含む。）及び戸籍の附票の写し（戸籍の除附票の写しを含む。）については、本籍・筆頭者氏名の記載をしたものについて交付した場合、通知対象となります。

（\*2）第三者とは ●住民票関係では、「本人、本人と同一世帯の方」以外の者をいいます。●戸籍関係では、「本人、配偶者、同じ戸籍に記載されている方又は直系親族」以外の者であり、個人、法人、8士業（弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士）をいいます。

2 第三者に登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、登録者又は法定代理人に「鳥取市住民票の写し等第三者交付本人通知書」（以下「通知書」という。）を送付します。ただし、以下の場合を除きます。なお、登録日以降の交付請求が対象となります。

- ◎ 裁判及び訴訟等に関わる請求の場合
- ◎ 公用による請求の場合

3 通知書では、次の事項をお知らせします。

- ◎ 交付年月日
- ◎ 交付した住民票の写し等の種別及び通数（又は件数）
- ◎ 交付請求者の種別（本人等の任意代理人や本人等以外の者）

※交付請求者の氏名、住所を通知することはしません。

4 登録を希望する人は、疾病その他やむを得ない理由により自ら手続きすることができない場合には、代理人により登録の申請をすることができます。

5 郵便又は信書便による登録の申請は、次のいずれかに該当する場合にすることができます。

- ◎ 登録を希望する人が疾病等の理由により申請書を持参することができない場合
- ◎ 登録を希望する人が他の市区町村に居住している場合

6 登録を廃止しようとする場合、転出又は転居等により登録した内容に変更が生じた場合は、届出が必要です。

7 登録者が死亡、居所不明等により住民票が消除されたとき等は、事前登録を廃止します。

8 登録に必要な場合、戸籍等の内容を調査することができますのでご了承ください。

## 様式第2号(第5条関係)

## 鳥取市本人通知制度登録者名簿

## 様式第3号（第6条関係）

(表面)

鳥取市本人通知制度事前登録（変更・廃止）届出書

鳥取市長様

鳥取市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度に関する要綱第6条の規定に基づき、次のとおり（□登録内容の変更・□廃止）を届出します。

届出年月日		令和 年 月 日			
届出人	区分	□本人 □未成年者の法定代理人 □成年被後見人の法定代理人 □その他の代理人			
	氏名	フリガナ	生年月日		
	住所	〒	大・昭・平・令・西暦	年 月 日	
	本籍		世帯主		
	連絡先	電話	— —	[ □自宅 □携帯 □勤務先 □その他]	
事前登録をしている者	□届出人本人				
	□届出人以外 (右の欄に記入してください。)	フリガナ	生年月日		
		氏名		大・昭・平・令・西暦	年 月 日
		住所	〒		
		連絡先	電話	— —	

変更の場合は、次の内容を記入してください。

変更内容	□氏名	□住所	□本籍・筆頭者	□その他（ ）
変更前				
変更後				
変更前				
変更後				

(注) 1 各欄に必要な事項を記入し、該当する□欄にレ点をつけてください。

2 届出の際は、次の書類を提示し、又は提出してください。

- (1)届出人が本人であることを証明する書類（個人番号カード、運転免許証、旅券等）
- (2)法定代理人による届出の場合は、併せてその資格を証明する書類（戸籍謄本等）
- (3)他の代理人による届出の場合は、併せてその旨を証明する書類（委任状）

※事務処理欄

受付	本人確認書類	代理権確認	証明	戸籍	名簿	備考
	<input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 戸籍 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（ ）				
登録日		令和 年 月 日				

## (裏面)

### 本人通知制度について

1 本人通知制度は、この申請により登録した人（以下「登録者」という。）に係る住民票の写し等（\*1）を第三者（\*2）に交付した場合、交付した事実について通知する制度です。なお、制度が利用できるのは登録者に限り、通知の対象は登録者の住民票の写し等を交付した場合に限ります。同一の住民票等に記載のある者であっても、登録をしていなければ対象になりません。

（\*1）住民票の写し等とは 住民票の写し（除住民票の写しを含む。）、戸籍の附票の写し（戸籍の除附票の写しを含む。）及び戸籍謄抄本（除籍謄抄本、改正原戸籍謄抄本を含む。）をいいます。この制度では、住民票の写し（除住民票の写しを含む。）及び戸籍の附票の写し（戸籍の除附票の写しを含む。）については、本籍・筆頭者氏名の記載をしたものについて交付した場合、通知対象となります。

（\*2）第三者とは ●住民票関係では、「本人、本人と同一世帯の方」以外の者をいいます。●戸籍関係では、「本人、配偶者、同じ戸籍に記載されている方又は直系親族」以外の者であり、個人、法人、8士業（弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士）をいいます。

2 第三者に登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、登録者又は法定代理人に「鳥取市住民票の写し等第三者交付本人通知書」（以下「通知書」という。）を送付します。ただし、以下の場合を除きます。なお、登録日以降の交付請求が対象となります。

- ◎ 裁判及び訴訟等に関わる請求の場合
- ◎ 公用による請求の場合

3 通知書では、次の事項をお知らせします。

- ◎ 交付年月日
- ◎ 交付した住民票の写し等の種別及び通数（又は件数）
- ◎ 交付請求者の種別（本人等の任意代理人や本人等以外の者）

※交付請求者の氏名、住所を通知することはしません。

4 登録を希望する人は、疾病その他やむを得ない理由により自ら手続きすることができない場合には、代理人により登録の申請をすることができます。

5 郵便又は信書便による登録の申請は、次のいずれかに該当する場合にすることができます。

- ◎ 登録を希望する人が疾病等の理由により申請書を持参することができない場合
- ◎ 登録を希望する人が他の市区町村に居住している場合

6 登録を廃止しようとする場合、転出又は転居等により登録した内容に変更が生じた場合は、届出が必要です。

7 登録者が死亡、居所不明等により住民票が消除されたとき等は、事前登録を廃止します。

8 登録に必要な場合、戸籍等の内容を調査することができますのでご了承ください。

様式第4号(第7条関係)

第  
年  
月  
号  
日

住所  
氏名  
様

鳥取市長 印

鳥取市住民票の写し等第三者交付本人通知書

あなたの住民票の写し等を第三者に交付しましたので、鳥取市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度に関する要綱第7条の規定により通知します。

交付年月日	住民票の写し等の種別	交付通数・件数	交付請求者の種別
年 月 日	<input type="checkbox"/> 住民票の写し	通	<input type="checkbox"/> 本人等の任意代理人
	<input type="checkbox"/> 住民票の記載事項証明書	通	<input type="checkbox"/> 【本人等以外の者】
	<input type="checkbox"/> 戸籍の附票の写し	通	<input type="checkbox"/> 個人
	<input type="checkbox"/> 戸籍謄抄本	通	<input type="checkbox"/> 法人
	<input type="checkbox"/> 戸籍の記載事項証明書	通	<input type="checkbox"/> 8 土業(弁護士等)

この通知に関するお問い合わせ先

発行課名

担当者名

電話番号